



IFRS news supplement

June 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS PwC

IASBメンバーによる、審議会における重要課題についての考察

2010年も半ばに入り、IASBプロジェクト計画表においては重要な時期となりました。今回のIFRS news supplementでは、IASBのボード・メンバーであるPhilippe Danjouが、IASBでの最近の重要な進展についての個人的な見解を述べます。

2009年および2010年前半は重要な進展がありました。IASBは、高品質な単一のグローバルな財務報告基準の実現や、G20首脳が求めている金融危機による教訓に対応した技術的な変更の完了に向けて、大きな前進を遂げました。

私は、グローバルな金融市場の円滑な機能のためには、全ての主要企業、特に金融機関による、同一の会計基準の使用が必須であると考えています。また、多くの財務諸表利用者からは、IASBより引き継がれた特定の基準を簡素化することが望ましいと考えられています。更に、国際的な会計基準の作成を担う機関であるIASBによる作業が、この新しい環境で必要とされている制度改革と連携して進められています。

以下に、最も重要な課題を概説しました。

IASBにおけるガバナンスの改革

- 国際市場における規制当局(証券監督者国際機構(IOSCO)、米国証券取引委員会、日本の金融庁)および最近加わった欧州委員会により構成されるモニタリング・ボードが、IASCF(国際会計基準委員会財団)による公益のための取り組みを保証するためのモニタリングを開始し、最初の報告書を公表しています。
- 新しい定款が評議員会により採択されましたが、この定款では、2011年までにボード・メンバーの人数を地域的にバランスのとれた配分で16名に増やし、2期目の任期を5年から3年に縮小することを計画しています。ボード・メンバーの段階的な交代は、財務諸表利用者や金融当局の意見を重視する傾向への高まりを示しています。
- また、改正された定款ではプロジェクトをIASBの作業プログラムに追加する前に、公の協議を行うことを求めています。これは、2011年以降のガイダンスに向けて、2010年後半に初めて行われる予定です。
- IASBは、金融安定化委員会の作業への関与や、金融商品基準の作成に関するバーゼル委員会との協力等、金融安定化を担う当局との関与を大幅に拡大しています。また、IASBは全ての利害関係者、特に、評議員会によって役割が強化され、またメンバーが更新された諮問委員会との協議を増加させ、世界の異なる地域における、臨時のワーキング・グループや円卓会議をより組織的に利用しています。

異なる管轄区域でのIFRS適用に関する「第二波」

グローバルな会計基準のコンバージェンスは2009年から2010年に加速し、「第二波」が発生しています。実際に勢いがつき始めており、後戻りは出来ないようです。例えば、

- 2009年6月、日本ではIFRSの完全適用を目標とした計画が発表され、本年より、特定の国際的な上場企業は、日本の会計基準ではなくIFRSを使用して財務諸表を作成することが可能となりました。また、2015年に、日本でのUS GAAPの選択適用が終了となります。
- ブラジルでは、2010年よりIFRSが適用されます。
- ここでは最も重要な国のみを挙げますが、アルゼンチン、カナダ、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、シンガポールが、今後2年以内にIFRSを適用します。
- SECは2007年に外国登録企業(FPI)向けにIFRSによる財務諸表を認めましたが、長期計画について確認した声明を2010年2月に発表しました。これは、米国企業の財務報告システムへIFRSを組み込むことに関して、SECが2011年に行う決定へとつながるものであります。多くの関係者は、米国はIFRSを適用したOECD諸国から孤立し続けることは不可能であると感じており、また、米国の投資家は主要なグローバル企業により公表さ

れたIFRS財務諸表にますます慣れ親しんでいます。「フォーチュングローバル500社」の38パーセントの企業が、IFRSによる財務報告を行っており、今後2年以内に、その数は50パーセントを超えると期待されています。

- 中小企業向けIFRSの最終版は2009年半ばに公表され、既に30の管轄地域で適用されています。欧州委員会は加盟国間での協議を開始し、会計指令の近代化のための中小企業向けIFRSの使用、および/または、中小企業向けIFRSの選択使用を認めることを提案しています。

G20による金融危機改革、および、米国におけるコンバージェンス計画への優先的な取り組み

2008年より、IASBは、金融商品基準を簡素化し、基本原則を明確化するための明確なアジェンダと意欲的なスケジュールを採用しています。金融危機により、現行のIFRSにおける抜け穴や本質的な弱点について強調することなく、このプログラムの必要性が明確に示されました。

米国基準とのコンバージェンスを2011年に達成し、G20首脳による計画表を満たすためには、基準案(公開草案)を公表するための時間が必要となります。これにより、関係者が提案へのコメントを行うための十分な時間を取ることが可能となり、IASB職員およびボード・メンバーにおいては、コメントを検討し、コメント送付者に対して特定の論点の詳しい説明を求めることが出来るようになります。最後に、IASBは、「デュー・プロセス・ハンドブック」の規準に基づき、修正案をコメント募集のために公表しつつ、公開会議にて当初提案の修正に関する審議を行うことが可能となります。最終基準の完了は2011年に計画されていますが、このようなプロセスが必要となるため、大半の提案について2010年中旬までの公表が予定されています。

現在のプログラムにおける主なトピックは以下の通りです。

IAS第39号の包括的な改善

IAS第39号は、前身のIASCにより1999年に最初に公表されました。刻々と変わる市場のニーズにより、現行基準に至るまで、改訂(「継ぎ当て」と言う人もいるでしょう)、明確化、および、解釈の繰り返しが行われてきましたが、全体としての再検討が行われたことはありません。創設時の原則は薄れており、財務諸表利用者は当基準の適用や理解が難しくなると指摘しています。2008年3月、IASBとFASBは、パブリック・コメント募集のために共同でディスカッション・ペーパーを公表し、簡素化のための可能な方法を追求しました。これには、全ての金融商品を公正価値で評価し、その変動を純損益に計上するとした、議論の多い提案である「全面公正価値」モデルも含まれています。関係者からのフィードバックにより、IASBの見解はその後、公正価値測定と償却原価を組み合わせた「混合モデル」アプローチへと戻りました。これは、関連する資産の管理とより整合したものとなっています(ビジネスモデルの概念)。

2009年5月の投票は、個人的には歴史的な出来事であったと考えています。IASBにより、全面公正価値が望ましくない、もしくは、実行不能であるとの決定が、完全な過半数で下されました。金融商品の公正価値を付録で開示する混合モデルでは、将来キャッシュ・フローを把握する上での、より目的適合性のある情報を提供することが可能となるでしょう。金融商品の分類を行う際の、最初の分類のための指標として「ビジネスモデル」の概念を導入することについては、幅広く受け入れられており、多くの関係者が、このアプローチは異なる意見間での適正なバランスを取ったものであると述べています。私は、FASBによる協議によっても、同じ結論が導かれ、同一の前提に基づくこれらの基準のコンバージェンスが可能となることを望んでいます。この全般的な改訂は、IASBとFASBが望ましい結果について検討できるように2008年第3四半期に設置されたハイレベルの専門家委員会(金融危機諮問グループ)による検討・承認を経たものです。

対象とすべきトピックが重要で複雑である一方、他方では当局により、金融危機で強調された主要なトピックの一つである金融資産の分類と測定に対する迅速な改善がはっきりと望まれているため、IASBはこのプログラムを3つのフェーズに分けました。

以下の通りとなります。

- 金融商品の分類と測定(フェーズI)
- 公正価値で測定されない金融商品の貸倒引当金のリスク(フェーズII)、
- ヘッジ会計(フェーズIII)

このプロジェクトの第Iフェーズは予定通り2009年11月に完了し、金融資産の分類と測定に関するIFRS第9号が公表されました。これは、金融負債の公正価値測定における自身の信用リスクに係る難題を解決するための、金融負

債に関する2010年5月の提案公表により、補足が加えられました。フェーズIIIについては2009年11月に、信用リスクの引当から景気循環の要素を軽減し(「期待信用損失」アプローチ)、異なる金融商品に対する複数の減損方法を統一させることを目的とした提案が公表されました。適用の実用性について検討するため、インター・プロフェッショナル・ワーキング・グループが設立されました。協議期間は2009年6月末に終了し、最終基準は2010年末までに公表される予定となっています。

企業との密接な協議を含む、ヘッジ会計における原則および方法の改善が開始されました。

最後に、IASBは金融資産および金融負債の認識の中止に関する条件(証券化、レポ取引、ディフィーゼンス等)の検討を開始しました。

これら全てのプロジェクトには、バーゼル委員会、市場当局、財務諸表利用者、財務諸表作成者、その他の関係者等の会計の専門家が密接に携わっています。

連結に関するIAS第27号およびSIC第12号 - 公開草案第10号

支配の概念に基づく連結モデルについて問うことなく、特別目的事業体を誰が支配しているか分析する上で有用なリスクおよび経済価値によるアプローチと、一般的なアプローチをどのように組み合わせることが出来るかを特定することが課題となっています。FASBは、この公開草案を協議のための土台として使用する予定です。

その他のコンバージェンス計画の実現への、ピッツバーグにおけるG20サミットでの支持

G20の首脳は、大半のコンバージェンス作業を2011年半ばまでに完了したいと考えています。IASBおよびFASBは、この目的を達成するための努力を倍増することを決定しました。

昨年第3四半期に行われた共同会議に続き、2006年の覚書(MoU)に記載されている共同作業プログラムが確認され、アップデートされたプログラムが2009年11月に公表されました。これは、タイミングや作業手順において、より限定的なものとなっています。その後、両審議会の共同会議は毎月開催され、必要に応じて、中間の会議により補完されています。当MoUに含まれている最も重要な課題は、金融商品(上記参照)、リース会計、退職後給付、負債と持分の分類、収益認識、財務諸表の表示に関連するものです。公正価値に関連する概念の一貫した定義も、IASBのガイダンスおよびFAS第157号が完全に整合したものとなるように計画されています。

保険契約および非金融負債(IAS第37号)

保険契約プロジェクトはIASBにより主導され、2010年第3四半期に公開草案が公表される予定となっています。FASBはディスカッションに参加していますが、協議を開始するか否かについては決定していません。

IAS第37号の改訂プロジェクトについては、IASBにおいて著しい意見の相違がありました。また、2005年に公表され、2009年に完成した提案に対する全般的な拒絶もありました。そのため、これらの議論の結論を急ぐべきでないとの判断が下されました。

概念フレームワーク

FASBと共同で行われた概念フレームワークの近代化計画は引き続き行われていますが、その速度を加速した方がよいとの意見もあります。

プログラムの適応

当プログラムは密度が濃く、以下のような多くの課題が生じています。

- 提案数が多いことから、IASBにおける協議への積極的な参加が求められている。
- IFRS適用企業における、システムおよび会計プロセスの適応
- 財務諸表利用者への影響

2011年に新しい「IFRSビッグバン」が起きると一部で述べられていますが、IASBはこれについて認識しており、2010年に公表する基準を、2012年以前に強制適用することは予定していません。また、2011年に公表される基準が、

2013年より前に強制適用となる予定もありません。適用日も必要に応じて調整される予定です。将来的には、適用日は年に2回(1月1日もしくは7月1日)となる予定です。さらに、IFRSへの移行をどのように簡素化するかについての検討が開始されました。

当然ながら、スケジュールは確定されておらず、両審議会においては、この実行可能性についての定期的な再評価を行うことが必要となっています。前述の制約を考慮に入れつつ、異なるプロジェクトの相対的な優先度、および、これらの論理的なつながりについて決定し、公表のスケジュールを最適化するための検討がFASBと共同で行われています。先日公表された共同のプレス・リリースにて、以前合意された公表スケジュールの修正について、評議員会とモニタリング・ボードで話し合いが行われる予定であるとの発表がなされました。計画の進捗状況と変更については、両審議会により公表された四半期レポートで査定が行われており、次の四半期レポートがまもなく公表される予定となっています。

約10年間にわたる継続的な取り組みを経て、IASBは、提唱者によって策定された意欲的な目標、すなわち、全ての企業により公益のために採用される、高品質かつ国際的な財務報告基準の作成に向け、決定的な前進を遂げました。

あらた監査法人

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate legal entity.